

山梨県公報

第一千六百六十四号

平成二十三年

九月五日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定……………六二九
 道路の区域変更……………六二九
 道路の供用開始(二件)……………六二九
 公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六三〇
 平成二十三年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の
 実施……………六三〇
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六三一
 その他……………六三一
 一般競争入札について(二件)……………六三二

告 示

山梨県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

- 甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)、字高尾沢三七二五の四、字沢頭沢三七四六の一、三七四七の一、三七四八の一、三七四九の一、三七五〇の三、三七五一の五、三七五二の七、三七五三の三、三七五三の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十三年九月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町一五八八番の一地先から 笛吹市石和町四日市場字紙屋町一六六〇番 の三地先まで	九・三 一五・一	〇・〇 二〇・四	一五四・七	一七四・二

山梨県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月五日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町中山字梨ノ木田 六五一番の二地先から 南巨摩郡身延町中山字梨ノ木田 八九一番地先まで	二四六・〇	平成二十三年 九月五日

山梨県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月五日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町大字平林字新 梨一七七番の四地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字新 梨一七三番の一地先まで	一一〇・〇	平成二十三年 九月五日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年八月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人やまなしライフサポート
 - 2 代表者の氏名 中山 八十司
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目七番十号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者であると同時に、社会的な人間関係における孤立状態にありながらも、自らの生活を維持・向上させていこうと努力している人々に対して、当事者ニーズに即応した専門家等によるサポートの提供、様々な社会制度を学習する場の提供及び当事者間の交流を通じて人的つながりに基づく支えあい等により、地域における人間関係を再構築しながら、何人も社会において孤立せず、健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年八月二十五日から同年十月二十四日まで

● 平成二十三年年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十三年九月五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 実施職種等
 - 1 実施する検定職種及びその等級
 - (一) 随時実施 三級
寝具製作
 - (二) 基礎一級及び基礎二級
寝具製作
- 2 受検資格
 - 1 に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- 二 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 三 日程等
 - 1 実技試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表
あらかじめ受検申請者に送付する。
- 2 学科試験
実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター
- 四 受検申請の手続
1 提出書類
技能検定受検申請書
(二)(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
2 試験手数料
実技試験
一万六千五百円
学科試験
三千円
- 3 手数料の納付方法
実技試験の手数料及び学科試験の手料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。
- 4 受付期間
随時
- 5 提出先
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)
- 6 その他
(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号)の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの()を同封すること。

- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 五 合格発表等
1 合格者の発表
合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
- 2 合格証書の交付
合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。
- 六 その他
技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十三年九月五日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字長登路一〇二〇の一、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二〇の六、一〇二〇の七、一〇二〇の八、一〇二〇の九、一〇二〇の一〇、一〇二〇の一、一〇二〇の二、一〇二〇の三、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二〇の六、一〇二〇の七、一〇二〇の八、一〇二〇の九、一〇二〇の一〇、一〇二〇の一、一〇二〇の二、一〇二〇の三、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二〇の六、一〇二〇の七、一〇二〇の八、一〇二〇の九、一〇二〇の一〇、一〇三二の一及び一〇三二の二の区域
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
道路 公園 水路	次の図のとおり

() 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

- に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市幸町九番三十二号 小口マタイ株式会社 代表取締役 小口 博

その他

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十三年九月五日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名
富士山有料道路舗装工事一工区（以下「対象工事」という。）
- 2 工事場所
山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山五合目地内の一
- 3 工事概要
舗装切削オーバレイ工 A〃四千四百二十平方メートル
舗装オーバレイ工 A〃千五百六十平方メートル
じょく層（応力緩和層）工 A〃三千六百五十平方メートル
- 4 工期
平成二十三年十月十七日から平成二十四年三月十五日
- 5 予定価格
三千六百六十万三千円
- 二 一般競争入札の参加資格
山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。
- 1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。なお、本店所在地の条件に県内にアスファルトプラントを保有する者がある場合において、アスファルトプラントを保有する者とは、プラント施設を直接管理してアスファルト混合物の品質に責任を負っている者で、アスファルトプラント権利の過半を保有している者をいうものとする。

- 2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- 5 建設業法に基づく適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
- 6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならぬものとする。

- 7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- 10 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- 11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点審査項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。

13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

(一) 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は百点とする。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100、1000、10000
= (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 100、1000、10000

(二) 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点(以下「評価点」という。)の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、個別事項による。

加算点 = (評価点の合計 / 評価点の最高点) × 加算点の満点

(三) 技術評価様式5 1又は技術評価様式5 1及び5 2で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。

2 落札者の決定方法

次の(一)、(二)及び(三)の要件のすべてを満たす者のうち、三の一によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(一) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(二) 評価値が、「基準評価値」(標準点 / 予定価格 × 100、1000、10000)を下回らないこと。

(三) 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回つた者は、次の要件を満たしていること。

(三) 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。

(三) 2 入札価格が、調査基準価格の八十五%を下回らないこと。
3 入札を辞退した者の取扱い

(一) 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。

(二) 入札を辞退した者の評価は行わない。

4 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格が、調査基準価格を下回つたときは、低入札価格調査(以下「調査」という。)を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。保留通知後、調査基準価格を下回つた入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取つた者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日(山梨県の休日を含め)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を含まない。以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

5 施工計画の履行の確保

落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。

6 調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。

(一) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。
(二) 現場代理人と主任技術者(監理技術者)の兼務は認めないこと。
(三) 次のとおり、技術者の配置を行うこと。

(1) 請負金額二千五百万円以上(建築一式工事の場合は五千万円以上)の工事で次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件(施工実績は除く。)を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配置すること。

ア 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月末までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評価を通知された者(共同企業体で実施した工事も対象とする。)

イ 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名停止措置要領に基づく指名停止、文書注意を受けた者

(2) 請負金額二千五百万円未満(建築一式工事の場合は五千万円未満)の工事

四 設計図書等の配布
については、専任の技術者一名を配置すること。

1 配布期間

個別事項に記載の配布開始日から締切日まで

2 配布方法

左記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ（以下「ホームページ」という。）

(URL) <http://fujisen.web.infoseek.co.jp/>

五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

1 受付期間

個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 申請方法

電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、個別事項に記載の問い合わせ先担当者に電話連絡し、受信されていることを確認すること。（以下、電子メールによる手続きを行う場合は、この方法によるものとする。）
メールアドレス fuji-subarutline@foligate.on.arena.ne.jp

六 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

個別事項に記載のとおり

2 設計書の内容に関する事項

山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等

1 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、全ての入札参加者について実施する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して公開する。

八 苦情申し立て

1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。

2 技術評価の結果に疑義がある場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知する。

3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、評価点を修正した場合は修正した結果を入札参加者に通知する。

4 1から3までの回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目（県の休日を含まない。）の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は左記に持参すること。

山梨県道路公社 道路管理課

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三三三五

5 4の再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。

6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日（県の休日を含まない。）以内に、その結果を申し立て者に回答する。

九 入札等の日時及び場所

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

個別事項に記載のとおり

(二) 場所

山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所

南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号

2 落札者決定日

個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

十 入札手続等

1 低入札価格調査制度

適用する。

2 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

3 入札方法

(一) 入札書は、持参すること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に

相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 近接工事との重複落札の禁止

個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の(一)又は(二)に該当する者（企業体の構成員を含む）は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。

(一) 近接工事を施工中（入札参加資格申請締切日までに完成引渡済の場合を除く。）の者又は落札した者は、対象工事の入札に参加することができない。

(二) 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に関札する工事の入札は無効とする。

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

7 入札執行回数は一回とする。

8 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付する

こと。工事費内訳書は、原則として担当者が確認を行った後、返却する。

9 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）に定める建設工事請負契約書を準用し作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 支払条件

(一) 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

(二) 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

(三) 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三十一条の規定による。

13 その他

(一) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

- (三) 二の7に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。
 - (1) 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者。
 - (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (四) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領を準用し指名停止を行うことがある。
- (五) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (六) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

● 山梨県道路公社公告第六号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十三年九月五日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 工事名
富士山有料道路舗装工事二工区（以下「対象工事」という。）
- 2 工事場所
山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢富士山五合目地内の二
- 3 工事概要
舗装切削オーバーレイ工 A〃四千九百六十平方メートル
じよく層（応力緩和層）工 A〃二千二百八十平方メートル
- 4 工期
平成二十三年十月二十日から平成二十四年三月十五日
- 5 予定価格
二千九百七十一万五千円
- 二 一般競争入札の参加資格
山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次

- に掲げる要件をすべて満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。
- 1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。なお、本店所在地の条件に県内にアスファルトプラントを保有する者となる場合において、アスファルトプラントを保有する者とは、プラント施設を直接管理してアスファルト混合物の品質に責任を負っている者で、アスファルトプラント権利の過半を保有している者をいうものとする。
- 2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 5 建設業法に基づく適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
- 6 IS 9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、「財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
- 7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

と。

10 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 公告の日の一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点調査項目の法令遵守における一から四までに該当することによる減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。

13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

(一) 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は百点とする。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100、100、100、100

= (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 100、100、100、100

(二) 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点を加算点として与える。加算点の満点は、個別事項による。

加算点 = (評価点の合計 / 評価点の合計の最高点) × 加算点の満点

(三) 技術評価様式 5 1 又は技術評価様式 5 1 及び 5 2 で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。

2 落札者の決定方法

次の(一)、(二)及び(三)の要件のすべてを満たす者のうち、三の一によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結す

ることが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(一) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(二) 評価値が、「基準評価値」（標準点 / 予定価格 × 100、100、100、100）を下回らないこと。

(三) 入札価格が低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回つた者は、次の要件を満たしていること。

(一) 1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の二分の一を下回らないこと。

(二) 2 入札価格が、調査基準価格の八十五%を下回らないこと。

(三) 3 入札を辞退した者の取扱い

(一) 入札を辞退する者は、個別事項に記載の問い合わせ先に辞退理由書を提出するものとする。

(二) 入札を辞退した者の評価は行わない。

4 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格が、調査基準価格を下回つたときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に保留通知書を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。保留通知後、調査基準価格を下回つた入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取つた者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して三日（山梨県の休日を含めない）を含まない。以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

5 施工計画の履行の確保

落札者の提示した施工計画又は技術提案等は、履行を確保するため、契約時の設計図書とみなす。

6 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

調査基準価格を下回る入札を行った者と契約締結する場合は、次の事項を義務付けるものとする。

(一) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。

(二) 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこと。

(三) 次のとおり、技術者の配置を行うこと。

(1) 請負金額二千五百万円以上（建築一式工事の場合は五千万円以上）の工事

で次のいずれかに該当する者は、専任の技術者とは別に、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす同等の技術者を新たに一名、専任で配置すること。

ア 山梨県発注工事で前年度及び当該年度の公告日の前々月末までの間に完成した工事で、七十点未満の工事成績評価を通知された者（共同企業体で実施した工事成績も対象とする。）

イ 前年度及び当該年度の公告日までの間に品質管理、安全管理に関し、指名停止措置要領に基づく指名停止、文書注意を受けた者

(2) 請負金額二千五百万円未満（建築一式工事の場合は五千万円未満）の工事については、専任の技術者一名を配置すること。

四 設計図書等の配布

1 配布期間

個別事項に記載の配布開始日から締切日まで

2 配布方法

左記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ（以下「ホームページ」といふ。）

(URL) <http://fujisen.web.infoseek.co.jp/>

五 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

1 受付期間

個別事項に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 申請方法

電子メールにより申請すること。ただし、電子メールにより申請したことを、個別事項に記載の問い合わせ先担当者へ電話連絡し、受信されていることを確認すること。（以下、電子メールによる手続きを行う場合は、この方法によるものとする。）

メールアドレス fuji-subaru@tollgate.on.arena.ne.jp

六 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

個別事項に記載のとおり

2 設計書の内容に関する事項

山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により、個別事項に記載の日までに電子メールで質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

七 入札参加資格の確認結果通知等

1 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、全ての入札参加業者について実施する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページにその理由を付して公開する。

八 苦情申し立て

1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答する。

2 技術評価の結果に疑義がある場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知する。

3 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

(一) 申し立て方法

個別事項に記載の日までに、山梨県道路公社建設工事総合評価実施要領の様式十一号により電子メールで質問すること。

(二) 回答方法

原則として個別事項に記載の日までに、ホームページにより回答し、評価点を修正した場合は修正した結果を入札参加者に通知する。

4 1から3までの回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から七日目（県の休日を含まない。）の午後五時までに書面により、理事長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は左記に持参すること。

山梨県道路公社 道路管理課

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二二六 三三三

5 4の再苦情の申立てがあった場合は、理事長は、速やかに調査を行うものとする。
6 理事長は、調査の結果を踏まえたうえで、調査の完了した日の翌日から起算して七日（県の休日を含まない。）以内に、その結果を申し立て者に回答する。

九 入札等の日時及び場所

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

個別事項に記載のとおり

(二) 場所

山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所
南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号

2 落札者決定日

個別事項に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

十 入札手続等

1 低入札価格調査制度

適用する。

2 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

3 入札方法

(一) 入札書は、持参すること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 近接工事との重複落札の禁止

個別事項の近接工事に記載のある場合には、次の(一)又は(二)に該当する者（企業体の構成員を含む）は、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。

(一) 近接工事を施工中（入札参加資格申請締切日まで完成引渡済の場合を除く）の者又は落札した者は、対象工事の入札に参加することができない。

(二) 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した者が行ったその後に関連する工事の入札は無効とする。

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

7 入札執行回数は一回とする。

8 入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。工事費内訳書は、原則として担当者が確認を行った後、返却する。

9 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）に定める建設工事請負契約書を準用し作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 支払条件

(一) 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とし、一円未満の端数は切り捨てる。

(二) 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二

割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

(三) 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県道路公社会計規程第三十一条の規定による。

13 その他

(一) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(三) 二の7に示した当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

(1) 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者。

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(四) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領を準用し指名停止を行うことがある。

(五) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、

契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
(六) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。